

学生及び教職員に感染者等が発生した場合の対応基準

下表を参考にリスク管理室またはリスク管理委員会にて協議する

発生事象	該当者		該当者以外				行動指針レベル の変更
	教職員	学生	該当者が事象発生前 14 日以内に学内滞在*		該当者が事象発生前 14 日以内に学内滞在なし*		
			教職員・学生	帰宅困難な寮生	教職員・学生	帰宅困難な寮生	
感染	14 日間 就業禁止	14 日間 出席停止	行動指針レベル 4 に従う	互いに極力離れた 部屋に移動	福岡県衛生主管部局と 相談の上、判断	通常の部屋を利用	状況により判断
濃厚接触	14 日間 自宅待機 (職務専念 義務免除 もしくは 在宅勤務)	14 日間 出席停止 (帰宅困難な 寮生は練心 館等に待機)	福岡県衛生主管部局と相談の上、判断		福岡県衛生主管部局と相談の上、判断		福岡県衛生主管部局 と相談の上、判断
感染疑い	自宅待機 (職務専念 義務免除 もしくは 在宅勤務)	出席停止 (帰宅困難な 寮生は練心 館等に待機)	発生時点の行動指針レベルに従う		発生時点の行動指針レベルに従う		変更なし

*日数の判断は感染者および濃厚接触者が発生した時点で福岡県衛生主管部局と相談の上で判断する。

注：本対応基準は必要に応じて整理・修正します。